平成２４年（フ）第１５号
長崎県対馬市厳原町久田447番地
債務者　船越　洋一
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
長崎県対馬市厳原町久田447番地
債務者　船越　禮子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
北海道苫小牧市山手町１丁目７番16号　ハイツまるいＮＯ11―203号
債務者　島畑　尋美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１４３号
北海道苫小牧市澄川町７丁目14番16号
債務者　清水　直子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１５２号
北海道苫小牧市緑町１丁目３番12号
債務者　西成田早苗
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６３４号
仙台市若林区沖野６丁目５番１―102号
債務者　中島　弘之
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
茨城県日立市東大沼町４丁目16番20―206号
債務者　中本　英暁
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１１１号
茨城県日立市久慈町４丁目26番６号
債務者　荒川　公子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１１２号
茨城県北茨城市磯原町磯原５丁目15番地
債務者　小林久美子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１１３号
茨城県日立市東大沼町４丁目23番４―106号
債務者　豊田由美子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１１４号
茨城県高萩市高浜町３丁目157番地　シーサイド高萩702号
債務者　深澤　龍一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１１５号
茨城県日立市高鈴町１丁目20番２―402号
債務者　塩田　孝一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１１８号
茨城県北茨城市華川町下相田472番地の５
債務者　上遠野暁子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第４３３５号
大阪府守口市緑町１番27―606号
債務者　西　　三幸
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５８０号
大阪府東大阪市荒本２丁目７番27―206号27棟206号
債務者　酒井　孝二（旧姓高取）
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５８７号
大阪府東大阪市若江東町２丁目５番43号
債務者　矢羽田美和
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５９４号
大阪市東住吉区今川８丁目12番１―303号
債務者　河本　裕貴
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６２３号
大阪府枚方市甲斐田町14番35号
債務者　齋藤住建こと　齋藤　一成
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部